

村山市農地賃借料情報

平成31年1月から令和元年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりです。

令和2年4月1日

村山市農業委員会

1. 田(水稻)の部

10aあたり

締結(公告)した地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
楯岡	7,000 円	7,900 円	2,000 円	82
西郷	7,400 円	11,400 円	2,300 円	93
大倉	6,900 円	12,000 円	2,500 円	53
大久保	8,700 円	12,000 円	3,800 円	92
富本	8,400 円	12,000 円	5,500 円	89
戸沢	7,100 円	12,000 円	3,300 円	115
袖崎	6,800 円	10,000 円	2,000 円	37
大高根	6,800 円	10,000 円	3,100 円	64
(参考)村山市平均	7,300 円			625

2. 畑(普通畑)の部

10aあたり

締結(公告)した地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
村山市全域	4,600 円	6,000 円	2,000 円	21

この賃借料は、あくまでも参考です。

実際の賃借料は、当事者間の話し合いで決めてください。

1. データ数は、集計に用いた筆数です。
2. 賃借料データの平均値±(平均値×70%)を超えるものは、集計から除いています。
3. 上記一覧表の金額には、土地改良区費の経費は含まれていません。
4. 集計結果の100円未満は、四捨五入しています。

- 農地に関する諸手続き(許可申請等)は、毎月25日が締切日です。
- 農地を農地以外のものにする際は、許可が必要です。
- 農地に関することは、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員または、農業委員会へご相談ください。

問合せ先 村山市農業委員会 電話 0237-55-2111